

大鰐町の給与・定員管理等について

(平成30年度)

平成31年3月31日

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H30.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(備考) 28年度人件費率
29年度	人 9,805	千円 5,315,811	千円 126,149	千円 667,430	% 12.6	% 13.1

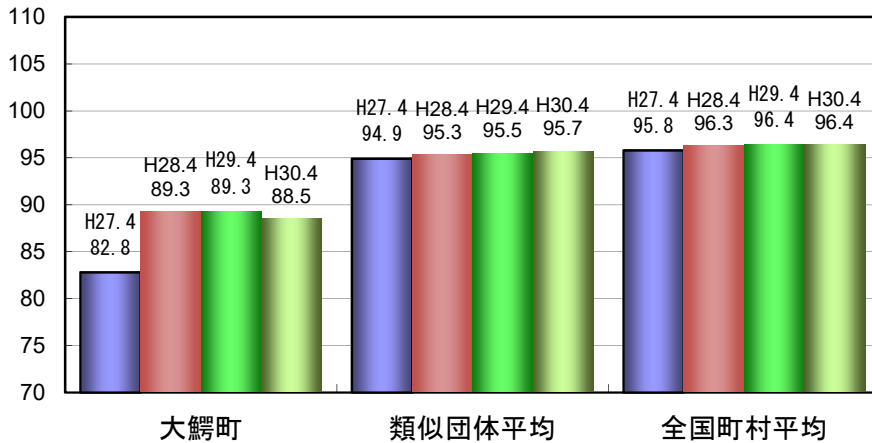
(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	給与費 (B/A)	一人当たりの給与費
29年度	人 81	千円 270,898	千円 28,087	千円 94,062	千円 393,047	千円 4,852	千円 -

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。(29年4月1日現在任期付短時間勤務職員数は、12人)

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。(類型:町村Ⅲ-0)
 3 平成25年度は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないものとした場合の値である。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由

町の財政状況を勘案し実施していた、給与の削減措置が平成27年3月31日で終了したため。

(4) 給与改定の状況

大鰐町では人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ、若年層については、1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引き下げなし高齢層については、国県同様最大4%程度引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給補償)を実施しています。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しています。

② 地域手当の見直し

大鰐町では地域手当の制度を導入していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施しています。(平成29年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大 鰐 町	37.8歳	261,600円	278,834円	274,461円
青 森 県	42.9歳	319,300円	382,088円	349,384円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類 似 団 体	41.8歳	303,249円	346,541円	328,592円

② 技能労務職

※ 対象者がいません。

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大 鰐 町	45.0歳	310,600円	334,600円	364,315円
青 森 県	—	—	—	—
国	47.2歳	315,014円	—	350,632円
類 似 団 体	42.9歳	297,745円	346,438円	311,955円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分	大鰐町	青森県	国
一般行政職 大学卒	178,200円	178,200円	178,200円
一般行政職 高校卒	146,100円	146,100円	146,100円

(注) 大鰐町欄における括弧書きは、特例条例による減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区 分	経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数30～35年
一般行政職 大学卒	251,100円	285,400円	※
一般行政職 高校卒	226,200円	※	※

(注) 「※」印は、対象者が2名以下のため公表できません。

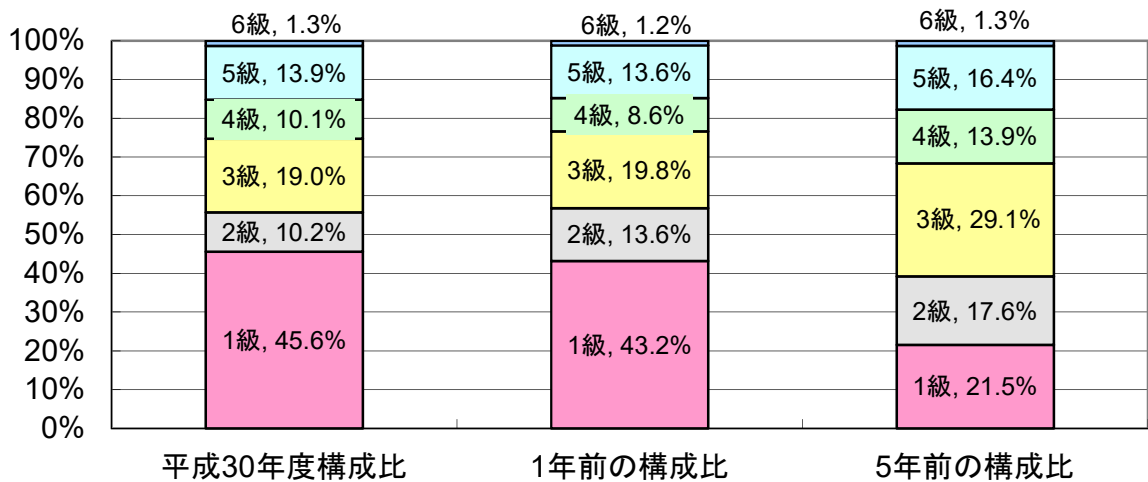
「—」印は、対象者がいません。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高給の給料月額
1級	主事	36人	45.6%	142,600円	247,100円
2級	主査	8人	10.2%	192,700円	303,800円
3級	主幹、係長、主任主査	15人	19.0%	228,900円	349,600円
4級	課長補佐の業務	8人	10.1%	262,000円	383,800円
5級	課長	11人	13.9%	288,000円	392,600円
6級	総務課長、会計管理者	1人	1.3%	318,500円	409,800円

- (注) 1 大鰐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	大鰐町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大鰐町	青森県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,104千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,564千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.40) (0.75) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.40) (0.75) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

大 鰯 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)				
	自己都合	応募認定・定年			
1人当たり平均支給額	1,944千円	21,193千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

大鰯町では地域手当の制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			-	
支給職員1人当たりの平均支給年額（29年度決算）			-	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			-	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生の恐れがある場合の感染者等の救護又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	支給実績なし	1日500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	9,349千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	137千円
支給実績（28年度決算）	10,774千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	158千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—	6,369 千円	78,630 円		
	配偶者					13,000 円	
	配偶者無					11,000 円	
	配偶者有					6,500 円	
	2人目以降					6,500 円	
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に加算となる額	5,000 円	1人につき					
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給	同	—	1,793 千円	22,136 円		
	借家・借間 (支給限度額)					27,000 円	
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職員に支給	同	—	3,310 千円	40,864 円		
	交通機関利用者 (支給限度額)					55,000 円	
	自動車等利用者					片道2km以上 5km未満	2,000 円
						片道5km以上 10km未満	4,200 円
						片道10km以上 15km未満	7,100 円
						片道15km以上 20km未満	10,000 円
						片道20km以上 25km未満	12,900 円
						片道25km以上 30km未満	15,800 円
						片道30km以上 35km未満	18,700 円
						片道35km以上 40km未満	21,600 円
						片道40km以上 45km未満	24,400 円
						片道45km以上 50km未満	26,200 円
						片道50km以上 55km未満	28,000 円
						片道55km以上 60km未満	29,800 円
						片道60km以上	31,600 円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給	/	/	2,780 千円	34,321 円	
	総務課長	25,000 円					
	課長級(総務課長以外)	20,000 円					
	副参事	15,000 円					
	施設の長	11,000 円					
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により ・休日等に勤務した場合に支給	/	/	40 千円	494 円		
	課長級(上限額)					4,300 円	
	・災害対処等で平日深夜に勤務した場合に支給						
	課長級(上限額)	2,200 円					
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同	—	7,695 千円	54,889 円		
	世帯主 扶養親族あり					17,800 円	
	扶養親族なし					10,200 円	
	その他の職員	7,360 円					

(注) 平成20年4月1日から管理職手当を定額制とした。

5. 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	680,000 円 (680,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 794,700 円 / 494,900 円
	副町長	544,000 円 (544,000 円)	667,900 円 / 435,200 円
報酬	議長	230,000 円 (230,000 円)	326,000 円 / 199,000 円
	副議長	206,000 円 (206,000 円)	269,000 円 / 171,000 円
	議員	200,000 円 (200,000 円)	250,000 円 / 160,000 円
期末手当	町長 副町長	(29年度支給割合) 3.15月分 (役職加算20%)	
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 3.15月分 (役職加算20%)	
退職手当	町長	(算定方式) 680,000円×在職月数×45.5/100	(1期の手当額) 14,851,200 円
	副町長	(算定方式) 544,000円×在職月数×26.5/100	(1期の手当額) 6,919,680 円
その他	その他の手当	町長、副町長に寒冷地手当 (一般職と同様の支給基準)	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

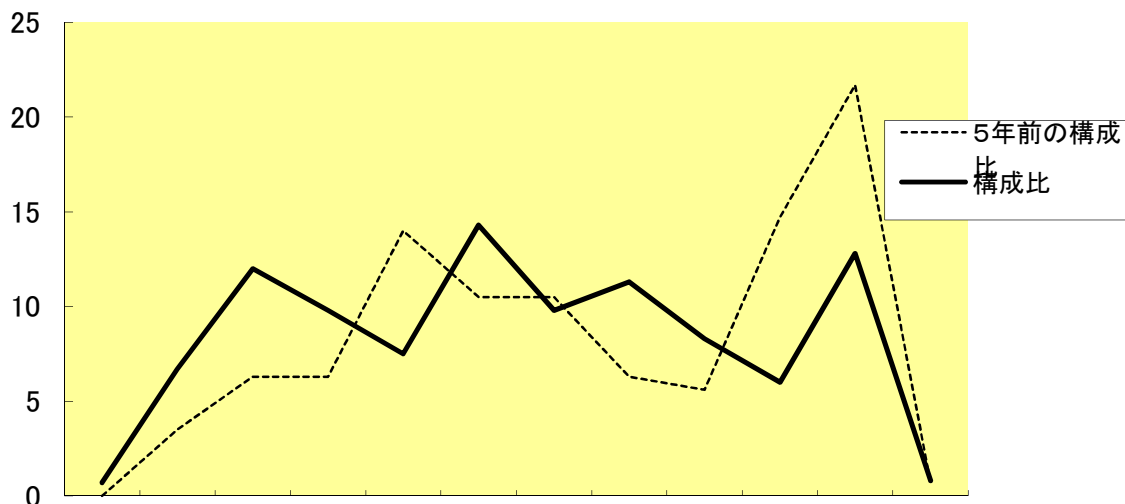
6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年度	平成30年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	26	27	1	業務量増による増員
		税務	8	8		
		民生	7	8	1	欠員不補充による減員
		衛生	8	7	△1	事業量増により増員
		農林水産	8	7	△1	
		商工	3	2	△1	
		土木	5	4	△1	
	計	68	66	△2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 67.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.57人)	
	教育部門	10	8	△2		
小計	78	74	△4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 75.47人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.42人)		
公営企業等会計部門	病院	47	45	△2	欠員不補充による減員	
	下水道	2	3	1		
	その他	10	11	1	業務量増による増員	
	小計	59	59			
合計		137	133	△4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 135.65人 〔262〕〔262〕	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数	1人	9人	16人	13人	10人	19人	13人	15人	11人	8人	17人	1人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	68	68	67	68	66	△3 (△4.3)
教育	10	10	11	11	10	8	△2 (△20.0)
警察							
消防							
普通会計計	79	78	79	78	78	74	△5 (△6.3)
公営企業等会計計	65	65	64	63	59	59	△6 (△9.2)
総合計	144	143	143	141	137	133	△11 (△7.6)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。